| 処 分 名 | 情報館施設利用の許可 |
|------------------|---|
| 根拠法令名 | 厚岸情報館設置条例施行規則(平成8年3月22日規則第2号) |
| 根 拠 条 項 | 第22条 |
| 根 拠 条 文 | (利用の対象及び手続) 第22条 情報館の視聴覚室、会議室、ギャラリー、サークル室、コンピュータ実習室等(以下「施設」という。)は、町内の地域団体、サークル等で、営利目的の使用を除き使用することができる。 2 施設を利用しようとする者は、あらかじめ情報館施設利用申込書(別記第4号様式)を利用する日の5日前までに館長に提出しなければならない。ただし、館長が特別の事由があると認めたときはこの限りではない。 3 館長は、施設利用を許可したときは、情報館施設利用許可書(別記第5号様式)を交付するものとする。 |
| 審査基準の内容 | 次に掲げるもののいずれにも該当していないこと。 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合 2 館内の秩序を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれがある時 3 建物、附属設備、資料または設備品を破損、き損、消滅するおそれがある時 4 営利を目的とする利用と認められる時 5 その他、情報館の管理、運営上支障があると認められる時 |
| 標総期間 | 2日(注:休館日は含まない) |
| 型 経由機関 理 経由機関 | 1日(機関名: |
| 期 協議機関 | 日(機関名: |
| 加分機関 | 1日(機関名:生涯学習課 情報館) |
| 所 管 部 署 | 生涯学習課 情報館 |
| 備考 | |

様式2 (行政手続法適用:個票番号3201)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1月30日作成

| 処 | 分名 | 文化振興助成の決定 |
|----|----------|--|
| 根 | 拠法令名 | 厚岸町文化振興助成条例(平成9年3月25日条例第19号) |
| 根 | 拠 条 項 | 第5条第1項 |
| 根 | 拠 条 文 | 教育委員会は、前条の申請があったときは、助成の可否を決定し、 その結果を速やかに申請者に通知しなければならない。 |
| 審の | 査 基 準内 容 | 育委員会が必要と認めたとき |
| | | (1) 本町の文化の振興に寄与すると認められる発表会、講演会、 展覧会及び展示会(以下「発表会等」という。)を開催するとき、 又は出版物を刊行するとき。 |
| | | (2) 全道的な規模以上の発表会等を町内で開催するとき、又は町外において開催される発表会等に参加若しくは出場するとき。 |
| | | (3) 児童生徒が、予選等を経て、全道的な規模以上の発表会等に参加又は出場するとき。 |
| | | (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が文化の振興のため特に意義があると認められる活動等を行うとき。 |
| 標準 | 総期間 | 7日(休日の日数は算入しない) |
| 処 | 経由機関 | 日(機関名: |
| 理期 | 協議機関 | 日(機関名: |
| 間 | 処分機関 | 7日(機関名: |
| 所 | 管 部署 | 教育委員会生涯学習課生涯学習係 |
| 備 | 老 | |

様式2 (行政手続法適用:個票番号3202)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1月30日作成

| 処 | 分 名 | 公民館使用の許可 |
|-------|--------|--|
| 根: | 拠法令名 | 厚岸町公民館条例(平成13年10月1日条例第39号) |
| 根 | 拠 条 項 | 第7条第1項 |
| 根 | 拠 条 文 | 公民館(分館を含む。以下同じ。)を使用するものは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。 |
| 審の | 查 A 準容 | (使用の制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公 民館の使用を許可せず、又は使用させない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる とき。 (2) 公民館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。) をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。 |
| 標準 | 総期間 | 3日(休日の日数は算入しない) |
| 準処理期間 | 経由機関 | 2日(機関名:公民館、分館) |
| | 協議機関 | 日(機関名: |
| 間 | 処分機関 | 1日(機関名:教育委員会生涯学習課生涯学習係) |
| 所 | 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課生涯学習係 |
| 備 | 考 | |

様式2 (行政手続法適用:個票番号3203)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年10月2日作成

| 処 分 名 | 公民館使用料の免除 |
|-----------------|---|
| 根拠法令名 | 厚岸町公民館条例(平成13年10月1日条例第39号) |
| 根拠条項 | 第11条第3項 |
| 根 拠 条 文 | (使用料) 3 町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。 |
| 審査基準の内容 | 厚岸町公民館条例施行規則 (使用料の免除) 第6条 条例第11条第3項の規定により使用料の免除をする場合は、 次のとおりとする。ただし、収益を目的として使用する場合は、 この限りでない。 (1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使 用するとき。 (2) 町内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が使用すると き。 (3) 公共団体又はその他教育委員会が別に定める公共的団体が使 用するとき。 (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及び その介助を行う者が使用するとき。 (5) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。 |
| 標総期間 | 2日(休日の日数は算入しない) |
| 型 経由機関 平 経由機関 ・ | 1日(機関名:公民館、分館) |
| 期 協議機関 | 日(機関名: |
| 加分機関 | 1日(機関名:教育委員会生涯学習課生涯学習係) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課生涯学習係 |
| 備考 | |

様式2 (行政手続法適用:個票番号3204)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月8日作成

| 処 | 分 | 名 | 公民館の特別の設備等の許可 |
|---------|-------|-----|---|
| 根 | 拠法令 | · 名 | 厚岸町公民館条例(平成13年10月1日条例第39号) |
| 根 | 拠 条 | 項 | 第13条 |
| 根 | 拠 条 | 文 | (特別の設備等の許可) 第13条 使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。 |
| 審の | 査 基 内 | 準容 | 上記根拠条文のとおり |
| 標準 | 総期 | 間 | 日 () |
| - 処理 | 経由機 | と関 | 日(機関名: |
| 世期 間 | 協議機 | と関 | 日(機関名: |
| 則 | 処分機 | と関 | 日(機関名: |
| 所 | 管 部 | 署 | 教育委員会生涯学習課生涯学習係 |
| 備 | | 考 | |

様式2 (行政手続法適用:個票番号3205)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和2年10月21日作成

| 処 | 分名 | 3 | 公民館使用料の還付申請 |
|-----|--------------|----|---|
| 根 | 拠法令名 | 7 | 厚岸町公民館条例施行規則(平成13年10月1日規則第4号) |
| 根 | 拠 条 項 | 頁 | 第9条 |
| 根 | 拠 条 文 | 文 | (使用料の還付) 第9条 条例第12条ただし書の規定により、使用料を還付する場合 は、次のとおりとする。 (1) 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届け出又は使用許可 の取り消しがあった場合 (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、公民館の使 用ができなくなった場合 2 使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書(別 記様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。 |
| 審の | 査 基 準 内 容 | | 上記、根拠条文のとおり。 |
| 標準 | 総期間 | 引 | 7日(休日の日数は算入しない) |
| 準処理 | 経由機関 | 뢷 | 日(機関名: |
| 理期間 | 協議機関 | 曷 | 日(機関名: |
| | 処分機関 | 뢷 | 7日(機関名:教育委員会生涯学習課生涯学習係) |
| 所 | 管部署 | 雪 | 教育委員会生涯学習課生涯学習係 |
| 備 | * | ×5 | |

様式2 (行政手続法適用:個票番号3206)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1月30日作成

| 処 分 名 | 公民館使用者の販売行為の許可 |
|-----------------|---|
| 根拠法令名 | 厚岸町公民館条例施行規則(平成13年10月1日規則第4号) |
| 根拠条項 | 第12条 |
| 根 拠 条 文 | (使用者の販売行為) 第12条 使用者は、公民館の内外でプログラム以外の販売行為をする場合、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。 |
| 審査基準の内容 | 次に掲げるもののいずれかに該当していること (1) 社会教育事業者のうち公民館活動の目的に合致しているもの。 (2) 利益を目的とした物品の販売のために使用すること。 |
| 標総期間 | 3日(休日の日数は算入しない) |
| 型 経由機関 平 経由機関 ・ | 2日(機関名:公民館、分館) |
| 期 協議機関 | 日(機関名: |
| 加分機関 | 1日(機関名:教育委員会生涯学習課生涯学習係) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課生涯学習係 |
| 備考 | |

様式2 (行政手続法適用:個票番号3207)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1月30日作成

| 処 分 名 | 真龍小学校開放利用の承認 |
|---|---|
| 根拠法令名 | 真龍小学校施設開放事業実施規則(平成20年3月27日規則第5号) |
| 根拠条項 | 第5条 |
| 根 拠 条 文 | (利用の承認) 第5条 解放施設を利用しようとするサークル等の代表者(以下「利用者」という。)は、利用しようとする日の3日前までに利用承認申請書(別記様式第1号)を教育委員会に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。 2 教育委員会は、解放施設の利用を承認したときは、利用承認書(別記様式第2号)を交付するものとする。 3 前項の規定により利用承認書の交付を受けた利用者が、開放施設の利用を中止又は変更するときは、直ちに教育委員会に届けなければならない。 4 教育委員会は、開放施設の管理運営上必要があると認めたときは、その利用について条件を付し、及びこれを変更することができる。 5 第1項の規定により利用承認書の交付を受けた利用者は、その権利の全部又は一部を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。 |
| 審査基準の内容 | (利用の制限) 第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、利用の承認取り消し、 又は利用を停止することができる。 (1) 虚偽その他の不正な行為により承認を受けたとき。 (2) 利用目的以外に使用したとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。 |
| 標総期間 | 1日(休日の日数は算入しない) |
| 準 | 日(機関名: |
| 期協議機関間 | 日(機関名: |
| 処分機関 | 1日(機関名:教育委員会生涯学習課生涯学習係) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課生涯学習係 |
| 備考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3301)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 分 名 | スポーツ振興助成の決定 |
|-------------|--|
| 根拠法令名 | 厚岸町スポーツ振興助成条例(昭和50年厚岸町条例第8号) |
| 根拠条項 | 第4条第1項 |
| 根 拠 条 文 | 教育委員会は、助成金交付の申請があつたときは、関係書類を審査 し、助成金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付の決 定をしなければならない。 |
| 審査基準の内容 | |
| 標総期間 | 10日(日曜日、月曜日及び祝日は含まない。) |
| 型 経由機関 理 | 5日(機関名:管理課、税財政課) |
| 期 協議機関 間 | 日(機関名: |
| 処分機関 | 5日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備 考 | |

平成27年1月30日作成

| 処 分 名 | 町指定文化財の指定 |
|---------|---|
| 根拠法令名 | 厚岸町文化財保護条例(昭和33年厚岸町条例第7号) |
| 根拠条項 | 第8条第1項 |
| 根 拠 条 文 | 委員会は、第2条に掲げる文化財のうち町にとつて重要なものを「厚岸町指定文化財」(以下「町指定文化財」という。)に指定することができる。 |
| 審査基準の内容 | 厚岸町文化財保護条例第2条(定義) この条例で文化財とは、現に町の区域内に所在する次の各号に掲げるもの (法又は同条例に基き国若しくは道の指定を受けたものを除く。)をいう。 (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡その他有形の文化財的所産で、町 にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料(埋蔵文化財を 含む。これを「有形文化財」という。) (2) 芸術、音楽、工芸技術、その他無形の文化的所産で、町とつて歴史上 又は芸術上価値の高いもの(これらを「無形文化財」という。) (3) 在食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗、習慣及びそれらに用 いられる衣服、器具、家具その他の物件で、住民生活の推移のため必要 と認められるもの(これを「民俗資料」という。) (4) 貝塚、古墳、旧宅、その他の遺跡で町にとつて歴史上又は学術上価値 の高いもの、庭園、橋梁、湖沼、河川、山岳その他の名勝地で厚岸町に とつて芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質、鉱 物で、町にとつて学術上価値の高いもの(これらを「史跡、名勝、天然 記念物」という。) 上記のうち、厚岸町文化財保護条例第8条第1項に該当する場合に対して 町指定文化財の指定を行う。 |
| 標総期間 | 日(注:土曜日、日曜日、祝祭日は含まない。) |
| 型 経由機関 | 日(機関名: |
| 期 協議機関 | 日(機関名:文化財専門委員会) |
| 加分機関 | 日(機関名:海事記念館) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係 |
| 備考 | 標準処理期間の未設定については、対象物件の状況や資料的価値を確認する必要があるため、標準的な処理の期間を設定することが困難であると判断し、未設定とする。 |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3213)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月30日作成

| 処 | 分 名 | 町指定文化財に対する行為の許可 |
|--------|-------|--|
| 根 | 拠法令名 | 厚岸町文化財保護条例(昭和33年厚岸町条例第7号) |
| 根 | 拠 条 項 | 第14条 |
| 根 | 拠条 文 | 町指定文化財の所有者等は、町指定文化財に対して次に掲げる 行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなけ ればならない。 (1) 現状を変更しようとするとき。 (2) 保存の方法を変更しようとするとき。 (3) 町の区域外に移そうとするとき。 |
| 審 | 査 基 準 | 上記根拠条文のとおり |
| 0 | 内容 | 厚岸町文化財保護条例第14条各号のいずれかに該当する場合に 対して行為の許可を行う。 |
| | | |
| 標準 | 総期間 | 30日(注:土曜日、日曜日、祝祭日は含まない。) |
| - 処理期間 | 経由機関 | 日(機関名: |
| | 協議機関 | 14日(機関名:文化財専門委員会) |
| | 処分機関 | 16日(機関名:海事記念館) |
| 所 | 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係 |
| 備 | 考 | |

| 処 分 名 | 海洋センター使用の許可 |
|-------------|---|
| 根拠法令名 | 厚岸町B&G海洋センター条例(平成13年厚岸町条例第43号) |
| 根拠条項 | 第5条第1項 |
| 根拠条文 | 海洋センターを使用しようとするものは、あらかじめ、厚岸町教育 委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならな い。 |
| 審査基準容 | 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、海洋センターの使用を許可せず、又は使用させない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 海洋センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。 (1) 保護者の同伴しない未就学児 (2) 酒気を帯びたもの (3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの (4) その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの |
| 標総期間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日は含まない。) |
| 型 経由機関 理 | 1日(機関名:厚岸町B&G海洋センター) |
| 期協議機関間 | 日(機関名: |
| 処分機関 | 1日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3303)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 分 | 名 | 海洋センター使用料の免除 |
|-------|-----|---|
| 根拠法 | 令名 | 厚岸町B&G海洋センター条例(平成13年厚岸町条例第43号) |
| 根拠第 | 条 項 | 第9条第2項 |
| 根拠翁 | 美文 | 町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、 使用料を免除することができる。 |
| 審査身の内 | 準容 | (1) 町若しくは教育委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。 (2) 町内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 (3) 町スポーツ協会又は町スポーツ協会に加盟する団体が、スポーツの振興普及を図るための行事に使用するとき。 (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 (5) 町内に在住する小学生又は中学生が土曜日に使用するとき。 (6) 町スポーツ少年団が使用するとき。 (7) 町内の小学校又は中学校のPTA活動で使用するとき。 (8) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の事業に使用するとき。 (9) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。 |
| 1 | 期間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| | 機関 | 1日(機関名:厚岸町B&G海洋センター) |
| 1 ' | 機関 | 日(機関名: |
| 別 処分 | 機関 | 1日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 管 音 | 下 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備 | 考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3304)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 | 分名 | 海洋セン | ターの特別の設備等の許可 |
|-----|-----------|-----------|--|
| 根 | 拠法令名 | 。 厚岸町B | &G海洋センター条例(平成13年厚岸町条例第43号) |
| 根 | 拠 条 項 | 第11条 | |
| 根 | 拠 条 文 | | 、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しよう きは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければなら |
| 審の | 査 基 準 内 容 | | |
| 標準 | 総期間 | 1 2 日 | (日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 処理期 | 経由機関 | 1 🛭 | (機関名:厚岸町B&G海洋センター) |
| | 協議機関 | | (機関名: |
| 間 | 処分機関 | 1日 | (機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 | 管 部 署 | 者 教育委員 | 会生涯学習課スポーツ係 |
| 備 | 老、 | 2 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3305)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 分 名 | 海洋センター使用料の還付申請 |
|------------------|--|
| 根拠法令名 | 厚岸町B&G海洋センター条例(平成13年厚岸町条例第43号) |
| 根 拠 条 項 | 第10条 |
| 根 拠 条 文 | 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、 規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することがで きる。 |
| 審査基準の内容 | (1) 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の 取消しがあった場合 |
| | (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、海洋センターの使用ができなくなった場合 |
| 標総期間 | 10日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 型 経由機関 平 経由機関 TH | 1日(機関名:厚岸町B&G海洋センター) |
| 期 協議機関 | 日(機関名: |
| 加分機関 | 9日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3306)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 | 分 名 | 学校開放利用団体の登録 |
|----|-----------|---|
| 根 | 拠法令名 | 厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成6年教育委員会規則第1号) |
| 根 | 拠 条 項 | 第6条 |
| 根 | 拠 条 文 | 開放施設を利用する者は、町内に在住、在勤若しくは在学する者が グループ・団体を構成し、教育委員会に登録しなければならない。 なお、グループ・団体には成人の代表者を置くものとする。 |
| 審の | 査 基 準 内 容 | 上記根拠条文のとおり |
| | | 次に掲げるものに該当しないこと 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合 |
| 標準 | 総期間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 処 | 経由機関 | 日(機関名: |
| 理期 | 協議機関 | 日(機関名: |
| 間 | 処分機関 | 2日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 | 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備 | 考 | |

| r | |
|------------------|--|
| 処 分 名 | 学校開放利用の申請 |
| 根拠法令名 | 厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成6年教育委員会規則第1号) |
| 根 拠 条 項 | 第7条 |
| 根拠条文 | 開放施設を利用しようとするグループ・団体の代表者は、所定の申込書を教育委員会に提出し、あらかじめ許可を得なければならない。 |
| 審査基準の内容を | 不許可の決定を行う場合 (1) 学校利用者(団体)登録申請書に記載された利用目的と著しく 異なる目的で利用の申込みをした場合 (2) 団体としての活動が著しく不適当と認められる場合 (3) 過去において前2項に該当するものとして不許可の決定を受けたことがある申請者による申請の場合 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合 (5) 第1条(この規則は、厚岸町における社会体育の振興のために、学校教育に支障のない範囲で学校の施設を住民の利用に供すること(以下「施設の開放」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。)の目的に反する利用 (6) 政治的、宗教的活動のための利用 (7) 営利を目的とする利用 (8) その他教育委員会が不適当と判断するもの |
| 標総期間 | 3日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 準 処 経由機関 理 | 日(機関名: |
| 理 | 1日(機関名:開放校学校長) |
| 処分機関 | 2日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備考 | |
| | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3308)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 | 分 | 名 | 地区体育館使用の承認 |
|-----|----------|----|---|
| 根 | 拠法令 | 名 | 厚岸町地区体育館条例(平成10年厚岸町条例第21号) |
| 根 | 拠 条 | 項 | 第3条第1項 |
| 根 | 拠 条 | 文 | 地区体育館を使用しようとする者は、あらかじめ厚岸町教育委員会 (以下「教育委員会」という。)の承認を受けなければならない。 |
| | | | |
| 審の | 查 基 内 | 準容 | 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、地区体育館 の使用を承認しない。 |
| | | | (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 |
| | | | (2) 地区体育館の建物又は附属設備をき損するおそれがあると認められるとき。 |
| | | | (3) 管理上支障があると認められるとき。 |
| | | | (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合 |
| 標業 | 総期 | 間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 準処理 | 経由機 | 関 | 日(機関名: |
| 理期間 | 協議機 | 関 | 日(機関名: |
| 甲 | 処分機 | 関 | 2日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 | 管部 | 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備 | | 考 | |

| 処 分 名 | 勤労者体育センター使用の許可 |
|----------|---|
| 根拠法令名 | 厚岸町勤労者体育センター条例(平成15年厚岸町条例第34号) |
| 根拠条項 | 第5条第1項 |
| 根拠条文 | 体育センターを使用しようとするものは、あらかじめ、厚岸町教育 委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならな い。 |
| 審査基準の内容を | 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育センターの使用を許可せず、又は使用させない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 体育センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。 (1) 保護者の同伴しない未就学児 (2) 酒気を帯びたもの (3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの (4) その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの |
| 標総期間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日は含まない。) |
| 処 経由機関理 | 1日(機関名:厚岸町勤労者体育センター) |
| 期協議機関間 | 日(機関名: |
| 処分機関 | 1日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3310)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 | 分 名 | 勤労者体育センター使用料の免除 |
|-----|---------|---|
| 根 | 処法令名 | 厚岸町勤労者体育センター条例(平成15年厚岸町条例第34号) |
| 根 | 拠 条 項 | 第9条第2項 |
| 根 | 拠 条 文 | 町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、 使用料を免除することができる。 |
| 審の | 査 基 準 内 | (1) 町若しくは教育委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。 (2) 町内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 (3) 町スポーツ協会又は町スポーツ協会に加盟する団体が、スポーツの振興普及を図るための行事に使用するとき。 (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 (5) 町内に在住する小学生又は中学生が土曜日に使用するとき。 (6) 町スポーツ少年団が使用するとき。 (7) 町内の小学校又は中学校のPTA活動で使用するとき。 (8) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の事業に使用するとき。 (9) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。 |
| 標準 | 総期間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 準処理 | 経由機関 | 1日(機関名:厚岸町勤労者体育センター) |
| 理期 | 協議機関 | 日(機関名: |
| 間 | 処分機関 | 1日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 | 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備 | 考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3311)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 | 分 | 名 | 勤労者体育センターの特別の設備等の許可 | |
|-------------|-------|----|---|--|
| 根 | 拠法令 | '名 | 厚岸町勤労者体育センター条例(平成15年厚岸町条例第34号) | |
| 根 | 拠 条 | 項 | 第11条 | |
| 根 | 拠 条 | 文 | 使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しよとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければなない。 | |
| 審の | 査 基 内 | 準容 | | |
| 標準 | 総期 | 間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) | |
| 単処 理 | 経由機 | 慢関 | 1日(機関名:厚岸町勤労者体育センター) | |
| 理 期 間 | 協議機 | 幾関 | 日(機関名: | |
| | 処分機 | 幾関 | 1日(機関名:生涯学習課スポーツ係) | |
| 所 | 管部 | 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 | |
| 備 | | 考 | | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3312)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 分 名 | 勤労者体育センター使用料の還付申請 |
|-------------|--|
| 根拠法令名 | 厚岸町勤労者体育センター条例(平成15年厚岸町条例第34号) |
| 根 拠 条 項 | 第10条 |
| 根 拠 条 文 | 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、 規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することがで きる。 |
| 審査基準の内容 | (1) 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の 取消しがあった場合 |
| | (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、勤労者体育センターの使用ができなくなった場合 |
| | |
| 標総期間 | 10日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 型 経由機関 理 | 1日(機関名:厚岸町勤労者体育センター) |
| 期 協議機関 間 | 日(機関名: |
| 処分機関 | 9日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3313)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 | 分 名 | 宮園公園体育施設使用の許可 |
|-----|---------|---|
| 根: | 拠法令名 | 厚岸町宮園公園体育施設管理規則(平成16年厚岸町教育委員会規則第7号) |
| 根 | 拠 条 項 | 第4条 |
| 根 | 拠 条 文 | 体育施設を使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ教育委員会に使用の申込みをし、許可を受けなければならない。 (1) 野球場を使用するとき。 (2) 各種競技大会で使用するとき。 (3) 団体又は学校で使用するとき。 (4) 特別の設備をして使用するとき。 |
| 審の | 査 基 準 容 | 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を断り、又は退場させることができる。 (1) 保護者の同伴しない未就学児 (2) 酒気を帯びた者 (3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは体育施設、附属設備等に損傷を加え、又はそのおそれのある者 (4) その他場内の秩序を乱すおそれのある者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合 |
| 標準 | 総期間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日は含まない。) |
| 準処理 | 経由機関 | 日(機関名: |
| 理期 | 協議機関 | 日(機関名: |
| 間 | 処分機関 | 2日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 | 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備 | 考 | |

| 処 | 分 | 名 | 宮園公園パークゴルフ場使用の許可 |
|-----|-----|-----------|--|
| 根: | 拠法令 | · 名 | 厚岸町宮園公園パークゴルフ場管理規則(平成16年厚岸町教育委員会規則第11号) |
| 根 | 拠 条 | 項 | 第3条第1項、第2項 |
| 根 | 拠 条 | 文 | パークゴルフ場を使用しようとする者は、次のいずれかの使用券を購入しなければならない。 (1) 1日券 (2) 回数券 (3) シーズン券(別記様式第1号) (4) シルバーシーズン券(別記様式第1号の2) 2 30人以上の団体で使用しようとする者は、使用しようとする日の2月前から5日前までの間に、教育委員会に使用の予約をしなければならない。 |
| 審の | 査 基 | 準容 | 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を断り、又は退場させることができる。 (1) 保護者の同伴しない未就学児 (2) 酒気を帯びた者 (3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくはパークゴルフ場のコース、附属設備等に損傷を加え、又はそのおそれのある者 (4) その他パークゴルフ場内の秩序を乱すおそれのある者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合 |
| 標準 | 総期 | 間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 準処理 | 経由機 | 後関 | 日(機関名: |
| 理期間 | 協議機 | 鯹 | 日(機関名: |
| | 処分機 | 鯹 | 2日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 | 管 部 | 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備 | | 考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3315)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 | 分 名 | 宮園公園パークゴルフ場使用料の減免 |
|-----|---------|--|
| 根 | 拠法令名 | 厚岸町都市公園条例(昭和53年厚岸町条例第7号) |
| 根 | 拠 条 項 | 第4号 |
| 根 | 拠 条 文 | 町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。 |
| 審の | 査 基 準 容 | 条例第15条に規定する使用料を減免することができる場合の特別な理由は、次に掲げるものとする。 (1) 町若しくは教育委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。 (2) 町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が使用するとき。 (3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 (4) 町スポーツ少年団が使用するとき。 (5) 北海道立厚岸少年自然の家北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の事業に使用するとき。 (6) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。 |
| 標準 | 総期間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 準処理 | 経由機関 | 日(機関名: |
| 理期間 | 協議機関 | 日(機関名: |
| 印] | 処分機関 | 2日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 | 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備 | 考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3316)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 分 | 名 | 温水プール使用の許可 |
|---------------------------------------|-----|---|
| 根拠法 | 令名 | 厚岸町温水プール条例(平成13年条例第44号) |
| 根拠彡 | 条 項 | 第5条第1項 |
| 根拠纟 | 条 文 | 温水プールを使用しようとするものは、あらかじめ、厚岸町教育 委員会の許可を受けなければならない。 |
| 審査身の内 | 基 | 次に掲げるもののいずれかに該当しない場合に許可する。 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合 2 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合 3 温水プールの施設等をき損するおそれがあると認められる場合 4 管理運営上支障があると認められる場合 |
| 1 " 1 1 ' ' | 期間 | 2日(日曜日、土曜日及び祝日は含まない。) |
| 準 ————————————————————————————————— | 機関 | 1 日 (機関名:生涯学習課温水プール) |
| 期協議 | 機関 | 日(機関名: |
| 即如分 | 機関 | 2日(機関名:生涯学習課) |
| 所 管 部 | 部 署 | 生涯学習課温水プール |
| 備 | 考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3317)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 | 分 | 名 | 温水プール使用料の免除 |
|-------|-------|----|--|
| 根 | 処法令 | 名 | 厚岸町温水プール条例(平成13年条例第44号) |
| 根 | 拠 条 | 項 | 第9条第2項 |
| 根 | 拠 条 | 文 | 町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、 使用料を免除することができる。 |
| 審の | 査 基 内 | 準容 | 次に掲げるもののいずれかに該当するときに免除する。。 1 町内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 2 町スポーツ協会又は町スポーツ協会に加盟する団体がスポーツの振興普 及を図るための行事に使用するとき。 3 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 4 町内に在住する小学生又は中学生が土曜日に使用するとき。 5 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸が主催する事業に使用するとき、又は当該施設を利用する若しくは個人が使用するとき。 6 その他教育委員会が特に必要と認めたとき。 |
| 標準 | 総期 | 間 | 2日(日曜日、土曜日及び祝日は含まない。) |
| 処理 | 経由機 | 鯹 | 1 日 (機関名:生涯学習課温水プール) |
| 期 間 | 協議機 | 鯹 | 日(機関名: |
| 刊 | 処分機 | 製 | 1 日(機関名:生涯学習課) |
| 所 | 管部 | 署 | 生涯学習課温水プール |
| 備 | | 考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3318)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 分 | 名 | 温水プールの特別の設備等の許可 |
|-------|----|--|
| 根拠法令 | 名 | 厚岸町温水プール条例(平成13年条例第44号) |
| 根 拠 条 | 項 | 第11条 |
| 根 拠 条 | 文 | 使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。 |
| 審査基の内 | 準容 | 特別の設備等の許可をする場合は、次のような場合とする。 1 施設をき損するおそれがない設備であること。 2 復旧が容易にできること。 3 使用に際し危険がない器具であること。 |
| 標総期 | 間 | 2日(日曜日、土曜日及び祝日は含まない。) |
| 型 経由機 | 関 | 1 日 (機関名:生涯学習課温水プール) |
| 期 協議機 | 関 | 日(機関名: |
| 間 処分機 | 関 | 1 日 (機関名:生涯学習課) |
| 所 管 部 | 署 | 生涯学習課温水プール |
| 備 | 考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3319)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 | 分 名 | 温水プール使用料の還付申請 |
|----|-------|--|
| 根拠 | 见法令名 | 厚岸町温水プール条例(平成13年条例第44号) |
| 根担 | 拠 条 項 | 第10条 |
| 根技 | 拠条 文 | 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 |
| 審の | 查 基 準 | 次に掲げるもののいずれかに該当する場合に還付する。 1 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取消しがあった場合。 2 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、温水プールの使用ができなくなった場合。 |
| | 総期間 | 10 日(日曜日、土曜日及び祝日は含まない。) |
| 1 | 経由機関 | 1 日 (機関名:生涯学習課温水プール) |
| | 協議機関 | 日(機関名: |
| 間一 | 処分機関 | 9 日(機関名:生涯学習課) |
| 所令 | 管 部 署 | 生涯学習課温水プール |
| 備 | 考 | |

| 処 分 名 | 多目的屋内スポーツ施設使用の許可 |
|---------|---|
| 根拠法令名 | 厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例(令和4年厚岸町条例第19号) |
| 根拠条項 | 第5条第1項 |
| 根拠条文 | 多目的施設を使用しようとするものは、あらかじめ、厚岸町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。 |
| 審査基準の内容 | 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的施設の使用を許可せず、又は使用させない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 多目的施設の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。 (1) 保護者の同伴しない未就学児 (2) 酒気を帯びたもの (3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの (4) その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの |
| 標総期間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日は含まない。) |
| 型 | 1日(機関名:厚岸町多目的屋内スポーツ施設) |
| 期は協議機関 | 日(機関名: |
| 処分機関 | 1日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3321)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 | 分 名 | 多目的屋内スポーツ施設使用料の免除 |
|---------|-------|---|
| 根 | 処法令名 | 厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例(令和4年厚岸町条例第19号) |
| 根 | 拠 条 項 | 第9条第2項 |
| 根 | 拠 条 文 | 町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、 使用料を免除することができる。 |
| 審査基準の内容 | | (1) 町若しくは教育委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。 (2) 町内の保育所、幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 (3) 町スポーツ協会又は町スポーツ協会に加盟する団体が、スポーツの振興普及を図るための行事に使用するとき。 (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 (5) 町内に在住する小学生又は中学生が土曜日に使用するとき。 (6) 町スポーツ少年団が使用するとき。 (7) 町内の小学校又は中学校のPTA活動で使用するとき。 (8) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸の事業に使用するとき。 (9) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。 |
| 標 | 総期間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 準処理 | 経由機関 | 1日(機関名:厚岸町多目的屋内スポーツ施設) |
| 理期間 | 協議機関 | 日(機関名: |
| | 処分機関 | 1日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 | 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備 | 考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3322)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 | 分 | 名 | 多目的屋内スポーツ施設の特別の設備等の許可 |
|-----|-------|----|---|
| 根 | 拠法令 | 名 | 厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例(令和4年厚岸町条例第19号) |
| 根 | 拠 条 | 項 | 第11条 |
| 根 | 拠 条 | 文 | 使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。 |
| 審の | 査 基 内 | 準容 | |
| 標準 | 総期 | 間 | 2日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 処理期 | 経由機 | 関 | 1日(機関名:厚岸町多目的屋内スポーツ施設) |
| | 協議機 | 関 | 日(機関名: |
| 間 | 処分機 | 関 | 1日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 | 管 部 | 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備 | | 考 | |

様式2 (行政手続条例適用:個票番号3323)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

| 処 分 名 | 多目的屋内スポーツ施設使用料の還付申請 |
|----------------|--|
| 根拠法令名 | 厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例(令和4年厚岸町条例第19号) |
| 根拠条項 | 第10条 |
| 根 拠 条 文 | 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、 規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することがで きる。 |
| 審査基準の内容 | (1) 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の 取消しがあった場合 |
| | (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、多目的屋内スポーツ施設の使用ができなくなった場合 |
| 標 総期間 | 10日(日曜日、月曜日及び祝日を含まない。) |
| 準 処 経由機関 | 1日(機関名:厚岸町多目的起きないスポーツ施設) |
| 期 協議機関 | 日(機関名: |
| 加分機関 | 9日(機関名:生涯学習課スポーツ係) |
| 所 管 部 署 | 教育委員会生涯学習課スポーツ係 |
| 備考 | |